

ひとり親家庭のみなさんへ ひとり親家庭等医療費助成制度

問 こども支援課 ☎ 243

町では、母子・父子家庭等のひとり親家庭等のみなさんの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成しています。

- 助成を受けるには申請が必要です。
- 認定後、助成対象者には受給資格証が交付されます。
- 受給資格証は2市1町内（三芳町・富士見市・ふじみ野市）で利用できます。その他の医療機関で受診した場合は、一時立て替え後、こども支援課に申請してください。

▶**対象者**…母子・父子家庭、親のいない子を育てている養育者家庭、父または母に一定の障がいがある家庭で、18歳到達後の最初の3月31日（障がい20歳未満）までの児童を養育している家庭（所得制限有：児童扶養手当の限度額と同じ）。※生活保護受給者、重度心身障害者医療対象者は除く

▶**助成内容**…保険診療にかかる一部負担金（2割、3割）

※高額療養費、附加給付金を除く

▶自己負担金

通院：医療機関ごと1か月1,000円まで

入院：1日1,200円

※市町村民税非課税者は免除となります。

※学校等におけるケガや疾病および第三者行為による受診分は、支給対象外のため**受給資格証の利用はできません**。（日本スポーツ振興センター災害共済等支給対象外となったときは、領収証を添えて償還払いの手続きをしてください）

更新にかかる現況届の提出について

受給者証の有効期間が1月～12月のため、毎年11月に更新手続きに必要な受給資格の確認を行っています。

★該当する人には提出書類等の通知を送付しますので、忘れずに**11月30日(月)までに**手続きをしてください。

※8月の児童扶養手当現況届が済んでいる人は手続不要です。

一人ひとりが医療機関などの適切な受診を心掛けることで、医療費軽減に繋がるよ！



miyoshi
お知らせ
news

J-ALERT を用いた 緊急地震速報訓練

問 自治安心課 ☎ 265・266

災害時に、J-ALERT から送られてくる国の緊急情報を確実に住民の皆さんに伝えるため、町内で「防災行政無線放送」を使って緊急地震速報の試験を行います。※事前に三芳町地域コミュニティメール・町ツイッターでも周知を行います。

▶日時 **11月5日(木)** 10:00頃

※11月25日(水)11時ごろにも訓練放送を行います。

【放送内容】

(チャイム)「こちらは防災みよしです。ただ今から訓練放送を行います。」

(緊急地震速報チャイム音)「緊急地震速報。おおしん 大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」※3回繰り返し

「これで訓練放送を終わります。」(チャイム)

＜地域コミュニティメール登録方法＞

空メールを送信し登録してください。
hustlefm@kizuna-sta.jp



miyoshi
お知らせ
news

「もしかして」あなたが救う小さな手 11月は児童虐待防止推進月間

問 こども支援課 ☎ 242～244

児童虐待防止法が制定された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、国や自治体、関係団体などが啓発のため、様々な取り組みを集中して実施しています。

▼児童虐待とは…

社会全体で解決すべき問題です。児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれる恐れもあります。子どもを虐待から守るには、親の立場よりも子どもの立場が最優先されなければなりません。町では、子どもたちの人権を守り、健全な発達を支援するために、関係機関との連携を図り、児童虐待防止のための体制を強化しています。

オレンジリボン運動

児童虐待防止の象徴として、オレンジリボンを広げる運動です。オレンジリボンには、児童虐待の現状を知らせ、防止し、虐待を受けた児童が幸福になれるようにという気持ちが込められています。オレンジリボンを見かけたら、子どもへの虐待防止のことを考えてみてください。



miyoshi
お知らせ
news

地域の人たちで支援を 災害時要援護者名簿登録促進月間

問 自治安心課 ☎ 265・266

町では、災害発生時に自力避難が困難な在宅者を、地域の人たちで支援する仕組み「災害時要援護者避難支援プラン」を進めています。11月を災害時要援護者名簿登録促進（更新）月間と定め行政区・民生委員などの支援機関の協力で新規登録、名簿登録者の情報更新を進めています。

▼対象者

災害時に自力避難困難な在宅の人で家庭等の援助も困難な次の人

- ①要介護3～5の認定を受けている人
- ②身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A・A）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）のいずれかを所持する人
- ③町の支援を受けている難病患者
- ④70歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
- ⑤日本語の理解が不十分な在住外国人
- ⑥そのほか自力避難が困難な人

※①～③の人は法律で「避難行動要支援者」に定める重点支援対象者のため、個別計画の提出もお奨めしています。

名簿登録をするには…

福祉課（☎172～175）・健康増進課（☎184～187）・自治安心課（☎265・266）にお問い合わせください。

miyoshi
お知らせ
news

女性に対する暴力をなくす運動 DVのない社会に向けて

問 総務課 ☎ 404・405



毎年11月12日から25日の2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、「配偶者や親密な関係にある（パートナー）からの暴力」です。あなたに思い当たる場合、一人で悩まず相談してください。

▼みよし女性相談（予約制）

女性の視点に立った悩み・困りごとの相談に応じます。DV・セクハラ・夫婦間のこと・家族のこと・自分の生き方・心身の不安・職場や地域の人間関係など。カウンセラーは三芳町に地縁がなく、プライバシーは厳守します。

■日時/毎月第2・4金曜 11:00～15:20 ■場所/役場1階 住民相談室（1人50分間） ■相談員/専門の心理カウンセラー ■相談料/無料 ■申し込み先/総務課

▼埼玉県の相談窓口（年末年始除く）

▽埼玉県婦人相談センター DV相談担当 ☎ 048-863-6060

（月～土 9:30～20:30/日・祝 9:30～17:00）

▽With You さいたま ☎ 048-600-3800

（月～土 10:00～20:30 ※日・祝・第3木曜除く）

三芳町役場窓口でパスポートの 申請・交付ができます

問 住民課 ☎ 142～146

10月1日から役場1階住民課パスポートコーナーで旅券（パスポート）の申請受付・交付受取を三芳町に住民登録のある人を対象に実施しています。三芳町パスポートコーナーでの申請が困難な場合は、埼玉県パスポートセンター川越支所（☎049-249-4181）にお問い合わせください。

※9月30日(木)までに県内パスポートセンターで申請した人は、10月以降でも申請した場所で交付を受けます。

▶**申請できる人** 三芳町に住民登録のある人。本人または代理人。

▶**申請場所** 三芳町役場1階住民課パスポートコーナー

▶**取扱時間** 申請・交付ともに平日9:00～16:30

※土曜開庁時は交付のみ9:00～11:30の間、取り扱い。

※日・祝日、年末年始は取り扱いしません。

申請に必要なもの

必要書類	備考
一般旅券発給申請書1通	・住民課、町内出張所に備えあり。
戸籍抄本または戸籍謄本1通（6か月以内に発行されたもの）	・有効旅券をお持ちの人で、氏名・本籍に変更がない場合は省略できます。 ・同一戸籍内の家族が同時申請する場合は、家族で戸籍謄本が1通必要です。
写真1枚（6か月以内に撮影されたもの）	・写真は申請書に貼らずに持参。 ・規格外や不適當な写真は、撮り直しをお願いします。
本人確認書類	・運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなど（健康保険証、年金手帳などは2点以上の本人確認書類が必要）。 ※本人確認書類は原本が必要。 ※代理人申請の場合、申請者本人と代理人、それぞれの本人確認書類が必要。 ※中学生以下は、子の氏名が記載された健康保険証と法定代理人の本人確認書類を持参。
前回取得した旅券	有効旅券・期限切れの旅券がある場合、必ず持参。
特別な場合に必要書類	居所申請で埼玉県外に住民登録のある場合、住民票（6か月以内に発行されたもの）が必要。

交付受け取り方法

必ず本人が受け取りに来てください。受け取り時に手数料を収入印紙と埼玉県収入証紙で納めます。

申請区分	収入印紙	埼玉県収入証紙	合計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	9,000円	2,000円	11,000円
5年旅券(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更旅券	4,000円	2,000円	6,000円
増補	2,000円	500円	2,500円